

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：5 国名：インド 担当：地球環境部  
案件名：デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月上旬～2016年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における都市上水道施設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月8日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

インドにおける安全な水へのアクセス率は、1990年に都市部90%、農村部で66%であったものが、2008年には都市部96%、農村部で84%へと改善しており、第11次5ヶ年計画（2007年4月～2012年3月）で掲げられている「インド全土での飲料水への持続的なアクセスの確立」という目標に向けて着実に改善が見られたものの、人口増加や経済発展に伴う上水需要の増加に依然として施設整備が追いついていない。加えて、第12次5ヶ年計画（2012年4月～2017年3月）では、2017年度までに都市部全人口への上水供給、24時間連続給水、均等給水の実現、水道事業体の独立採算経営（O&Mコストに対するコストリカバリーの実現）の達成が目標として含まれており、水量、水質、及びサービスの面で依然として数多くの問題を抱えている。

本プロジェクトの対象地域であるデリー準州は給水時間が約3時間/日であり、その主な原因は、限られた水源と、高い無収水率が挙げられる。無収水率は40～50%と言われており、主に施設の老朽化及び不十分な運転維持管理による漏水と盗水に起因する。最も古い浄水場、送配水施設が1937年に建設されており、その後1950年代を中心に施設整備が進められてきたため、近年では施設老朽化による劣化が問題となっている。そのため、計画的な施設の更新が求められているが、施設データの整備が出来ておらず、施設更新計画を含む長期アセットマネジメント計画を有していない。さらに、適切な運転維持管理がなされていないことから、無収水の原因分析やその対策が出来ていない。加えて、配水量の地域毎のばらつきがあることから地域間の水圧差が生まれ、水圧の高い地域では漏水量が増える原因の一つとなっている。これらに起因する高い無収水率は財務状況を悪化させ、必要な施設投資を行うことが出来ず、それがさらなる無収水率の悪化を招くという悪循環を生んでいる。

かかる状況に対応すべく、2008年にデリー開発庁により策定された「デリー都市計画2021」の中で、特に上水道セクターについては無収水削減対策と均等給水の必要性が指摘されており、デリー上下水道公社（以下、「DJB」という。）は当該計画に基づいた事業実施を推進することとなっている。その一環として、JICAは開発調査「デリー水道事業改善計画調査」（2009年度～2011年度）を通じマスタープラン策定を支援した。マスタープランでは、2021年を目標年とし、均等給水実現と無収水率対策を実施するために、配水方式について124の配水区に設定した。さらに、各配水区にて3階層 浄水場から配水池、配水池から小ブロック（DMA）、小ブロック内配水に送配水を分け、それらをSCADAで監視・制御を行い、小ブロック単位での無収水対策を行うことを提案し、必要な施設整備計画を作成した。その後、インド国政府から我が国政府に対して、同マスタープランの中で最優先事業とされていたチャンドラワール浄水場システムについて、既存上水道施設のりハビリによる給水サービス改善を目的とする、円借款「デリー上水道改善事業」（以下、「本体事業」という。）の要請がなされた。

JICAは本件の必要性、要請の妥当性等を確認するため、調査団を派遣し、インド政府と協議を行なった。想定される事業工期も長いこと等から、本体事業の実施促進支援、ハード支援と技術協力の相乗効果による開発効果増大を目指すことを目的とした有償附帯プロジェクト「デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）」の実施についてインド政府と合意し、2012年12月に本プロジェクトの詳細計画策定調査を行い、本体事業および本プロジェクトの枠組みについて合意し、今般実施する運びとなった。

本体事業は主に5つのコンポーネントから成っており、浄水場の更新とSCADAの導入、西地区の送配水管更新、中央地区の送配水管更新、東地区の送配水管更新、デリー準州の施設情報に係るGIS情報整備である。本体事業及び本プロジェクトでは、老朽化した施設更新等の施設能力強化に加え、SCADAシステム導入による配水能力向上、GIS及びRMS（収入管理システム）を活用した事業実施能力強化を目指す。については、施設整備

を行い、優先順位の高い配水管、全給水管の更新を行い、老朽化に起因する漏水を削減する。 については、本体事業にてSCADAシステムを導入し、本プロジェクトでその操作方法と活用に係る技術移転を行い、バルブ操作による均等給水の実現を支援するとともに、流量データと顧客への請求データとの比較による無収水率の明確化を図り、無収水対策の強化に貢献する。 については、本プロジェクトにて、DJBの経営の現状を踏まえて短期的、中長期的に目指す姿、取り組むべき課題を整理し、その実現に向けたGIS/RMSの段階的な活用および開発シナリオ作りを支援し、本体事業にてその中長期シナリオに基づき整備されるデータを活用したアセットマネジメントプラン作成を通じて、計画的で効率的な施設更新を行う能力強化を行い、無収水削減を含めた持続的なDJBの経営体制構築に貢献する。これら ～ を通じて、高い無収水率による悪循環の好転と均等給水を実現し、限られた水資源の有効活用と安定した持続的な水道事業の実現を支援する。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 業務対象地域

チャンドラワール浄水場系統給水区及びピタンブラ地区

### (2) 相手国関係機関

デリー上下水道公社 ( Delhi Jal Board )

### (3) 業務内容

ア 成果1「チャンドラワール浄水場系統の施設データ・情報管理に係るDJBの能力が強化される。」に係る活動

1-1 「デリー上水道改善事業」の詳細設計実施に必要な情報を収集する。

1-2 チャンドラワール浄水場系統の浄水場、配水池、ポンプ場のGIS化及び配水管のデータ検証を行う。

イ 成果2「均等給水・無収水管理のための配水コントロール・モニタリングに係るDJBの能力が強化される。」に係る活動

2-1 DJB内のSCADA活用状況のレビューを行う。

2-2 DJBに対し、日本の経験やシステムを紹介する。

2-3 SCADAを用いて均等給水、無収水モニタリングがパイロットプロジェクトとして実施される。

2-4 均等給水、無収水モニタリングをさらに強化するための課題を整理する。

ウ 成果3「GIS/RMS ( 収入管理システム ) 活用に係る段階ごとの発展シナリオ案が作成される。」に係る活動

3-1 DJBの経営方針、経営ビジョン、事業計画のレビューを行う。

3-2 上記方針、ビジョン、計画を実現するにあたっての課題を整理する。

3-3 DJB内のGIS開発状況、RMSの開発状況についてレビューを行う。

3-4 日本のGIS、RMSの活用経験やシステム内容について理解する。

3-5 2021年までのGIS、RMSの活用シナリオ案を作成する。

3-6 2021年までのGIS、RMSの開発シナリオ案を作成する。

3-7 シナリオ実現のためのアクションプランであるアセットマネジメント導入ガイドライン案を作成する。

エ 本邦研修の計画、実施取り纏め

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書 ( 2013年6月中旬 )
- (2) ワークプラン ( 毎年1回 ( 毎年6月中旬 ) )
- (3) プロジェクト事業進捗報告書 ( 毎年2回 ( 1月中旬、7月中旬 ) 2013年7月分は不要 )
- (4) プロジェクト事業完了報告書 ( 2016年5月中旬 )

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (ア) 総括/上水道計画 ( 評価対象予定者 )
- (イ) GIS活用計画 ( 評価対象予定者 )
- (ウ) 送配水管網 ( 1 ) ( 評価対象予定者 )
- (エ) 送配水管網 ( 2 )
- (オ) GISマッピング
- (カ) SCADA
- (キ) 無収水分析
- (ク) DMA
- (ケ) 漏水探査
- (コ) 水道事業経営
- (サ) 業務調整/GISマッピング補助

## 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定です。
- (2) 本契約に参加する企業 ( 補強を含む ) は、「6 業務の範囲及び内容 エ 2-3」で調達する機器の入札に対して応札資格を認めません。
- (3) 2012年12月に詳細計画策定調査実施済み。
- (4) 本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」( ) のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホー

ムページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う（右協力の有無による契約金額等の変動はない）。

緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及，世界のグリーン経済への移行，強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。  
緑の未来協力隊ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。